

要求水準書の修正箇所

| 通番 | 資料        | 元の頁 | 項目名                      | 修正前                                                                                                                                       | 修正後                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------|-----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 要求<br>水準書 | i   | 用語の定義<br>新設施設            | 新斎場等をいう。                                                                                                                                  | 新斎場をいう。 詳細については、本書の本文による。                                                                                                                                                                                                |
| 2  |           | i   | 用語の定義<br>既存施設            | 記載なし                                                                                                                                      | 斎場棟等をいう。詳細については、本書の本文による。                                                                                                                                                                                                |
| 3  |           | ii  | 別紙資料<br>別紙12             | 記載なし                                                                                                                                      | 建設発生土の搬出候補一覧                                                                                                                                                                                                             |
| 4  |           | 4   | (10) 事業期間                | 本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日まで（予定）とする。                                                                                              | 本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日までとする。                                                                                                                                                                                 |
| 5  |           | 7   | (2) 共通事項<br>ア 基本的考え方     | (ク) 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）の制度内容を準用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。                                                    | (ク) 本事業においては建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用して建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務を実施すること。                                                                                                                                        |
| 6  |           | 65  | (2) 建設業務及びその関連業務         | ニ 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については入札公告時に示す。                                                                                        | ニ 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧 」に示す 。                                                                                                                                                       |
| 7  |           | 76  | イ 解体・撤去工事要件              | (キ) 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については入札公告時に示す。                                                                                      | (キ) 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧 」に示す 。                                                                                                                                                     |
| 8  |           | 82  | シ 仮設管理事務所設置・撤去業務に係る建築発生土 | 本事業に伴う建設発生土の搬出先等については入札公告時に示す。                                                                                                            | 建設発生土については、市が指定する場所に搬出すること。なお、搬出先等については「別紙12 建設発生土の搬出候補一覧 」に示す。                                                                                                                                                          |
| 9  |           | 86  | (6) 備品設置業務               | 以下に示す備品を設置及び移設すること。<br>ア 設置する備品<br>・ 受付カウンター<br>・ 衝立（カウンターから事務室が見えない大きさ・数とすること）<br>・ ロッカー 6 台（幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm）<br>・ I Hコンロ（2 口） | 以下に示す備品を設置及び移設すること。なお、運用にあたって調整が必要な機器類については、調整作業を行うこと。<br>ア 設置する備品<br>・ 受付カウンター<br>・ 衝立（カウンターから事務室が見えない大きさ・数とすること）<br>・ ロッカー 6 台（幅450mm、奥行き515mm、高さ1,790mm）<br>・ I Hコンロ（2 口）<br>・ セルフ決済機（タッチパネル操作、件数の閲覧等が行えるものとするこ<br>と） |
| 10 |           | 86  | (7) 各種関係機関との調整業務         | ア 仮設管理事務所設置・撤去にかかる各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。                                                                                 | ア 事業者は、本業務に必要な協議、各種申請及び手続き等を事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。                                                                                                                                                               |
| 11 |           | 90  | (3) 各種関係機関との調整への協力業務     | 「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （5）各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。                                    | 「第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （5）各種関係機関との調整業務」、「第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （6）各種関係機関との調整業務」、「第7 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 （7）各種関係機関との調整業務」等に係る各種関係機関との調整業務に協力すること。申請に係る会議及び申請に立ち合い、内容を把握した上で、助言を行うこと。    |
| 12 | 別紙07      | 4   | その他<br>獣し棟用仮設管理事務所       | 記載なし                                                                                                                                      | セルフ決済機                                                                                                                                                                                                                   |
| 13 | 別紙12      | 1   | 建設発生土の搬出候補一覧             | 資料なし                                                                                                                                      | 資料追加                                                                                                                                                                                                                     |
| 14 | 参考 c      | 5   | 土壌汚染状況                   | —                                                                                                                                         | 既存建築物の存在等により調査を行っていない範囲を修正                                                                                                                                                                                               |
| 15 | 参考k       | 1   | 用途地域等変更計画図<br>(案)        | 記載なし                                                                                                                                      | 変更前、変更後の記載の追記など、資料差替え                                                                                                                                                                                                    |